

## ◆◆あなたは、遺言書を作っておくだけで安心できますか？◆◆

( 司法書士法人 芝トラスト 司法書士 宮本 敏行 )

従来から、子のない夫婦では遺言書を作っておくべきだと言われていました。なぜなら、残された妻や夫は相方の兄弟姉妹や甥姪と遺産の話合いをしなければならず、全く付き合いの無かった人となぜ話し合い、さらには4分の1相当の財産をくれてやらねばならないのかという場合も出てきたりと、とても納得ができないからです。

遺言書に「全財産を妻（あるいは夫に）に相続させる。」としておけば、不動産や預貯金の承継で兄弟姉妹や甥姪と話し合わずに済みます。

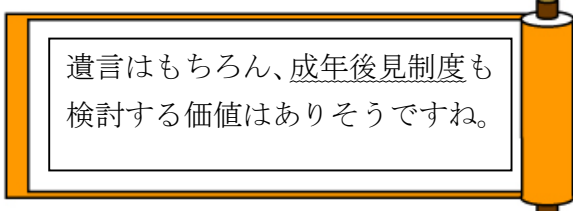
又、事業を営んでいる人で特に個人事業主の場合は、亡くなったことを知った金融機関は、その人名義の口座を凍結するため、取引先への支払いや従業員の給与が払えなくなったりと大変なことにもなります。もし遺言で、例えば「長男に事業に関する預金は相続させる。」としておけば事業に支障を及ぼさずに済むのです。

このように遺言は死後の不安を軽減するのに有効だと理解できます。

今では、さらにその前の段階の“高齢や病気のため、寝たきりの状態”や“認知症などが原因で、家族の顔さえわからなくなる”といった老後の不安を軽減するため、下記のようないろいろな方法が研究され現に実施されています。

①財産管理等の委任契約書…身体能力がおとろえた場合に、信頼できる人に財産管理や療養看護をまかせる契約

②任意後見契約書…判断能力がおとろえた場合に、信頼できる人に財産管理や療養看護をまかせる契約



遺言はもちろん、成年後見制度も検討する価値はありそうですね。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F  
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：consulting@nasel.co.jp